

熊本県環境影響評価条例施行規則(平成12年熊本県規則第56号)新旧対照表

旧		新	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
事業の種類	事業の要件	事業の種類	事業の要件
1~7 (略)	(略)	1~7 (略)	(略)
8 条例別表第8号に掲げる事業の種類	<p>(1) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業(以下単に「土地区画整理事業」という。)である事業(施行区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 熊本県地下水保全条例(平成2年熊本県条例第52号)第25条第1号に規定する指定地域(以下「地下水保全地域」という。)における土地区画整理事業である事業((1)に掲げる要件に該当するもの</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を除き、地下水保全地域における施行区域(最近の国勢調査の結果による人口集中地区を除く。)の面積の合計が25ヘクタール以上であるものに限る。)</p>	<p>8 条例別表第8号に掲げる事業の種類</p> <p>(1) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業(以下単に「土地区画整理事業」という。)である事業(施行区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 熊本県地下水保全条例(平成2年熊本県条例第52号)第25条第1号に規定する指定地域(以下「地下水保全地域」という。)における土地区画整理事業である事業((1)に掲げる要件に該当するもの及び当該事業に関し次のいずれにも該当することが<u>確実であると見込まれる場合(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者(以下この項において「活動実施者」という。)</u>となる予定の者が<u>ない場合</u>にあつては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項(当該事業を実施しようとする者(以下この項において「事業実施者」という。))による実施に係る部分に限る。)に該当することが<u>確実であると見込まれる場合</u>)として知事が認めるときを除き、地下水保全地域における施行区域(最近の国勢調査の結果による人口集中地区を除く。)の面積の合計が25ヘクタール以上であるものに限る。)</p>	

(新設)

ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。

イ 事業実施者又は活動実施者（以下この項において「事業者等」という。）が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。

ウ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水の涵養を実施する場合、当該事業を実施する場所と同一の地下水保全地域内の場所において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。

エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。

オ 活動実施者が、地下水保全条例第2条第3号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。

カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないと認めるときは、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。

キ 事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。

ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当該契約の相手

			<p><u>方が、アからケまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。</u></p> <p><u>ケ 事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからケまでに掲げる事項（活動実施者となる予定の者が不在の場合にあつては、イ、ウ、キ及びクに掲げる事項に限る。）の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付すること。</u></p>
<p>9 条例別表第9号に掲げる事業の種類</p>	<p>(1) 新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業(以下単に「新住宅市街地開発事業」という。)である事業(施行区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 地下水保全地域における新住宅市街地開発事業である事業((1)に掲げる要件に該当するもの_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が25ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(新設)</p>	<p>9 条例別表第9号に掲げる事業の種類</p>	<p>(1) 新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業(以下単に「新住宅市街地開発事業」という。)である事業(施行区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 地下水保全地域における新住宅市街地開発事業である事業((1)に掲げる要件に該当するもの及び当該事業に関し次のいずれにも該当することが確実であると見込まれる場合(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者(以下この項において「活動実施者」という。))となる予定の者が不在の場合にあつては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項(当該事業を実施しようとする者(以下この項において「事業実施者」という。))による実施に係る部分に限る。)に該当することが確実であると見込まれる場合)として知事が認めるときを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が25ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p><u>ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。</u></p> <p><u>イ 事業実施者又は活動実施者(以下この項において「事業者等」という。)が、事業者等の土地の造成又</u></p>

は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。

ウ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水の涵養を実施する場合、当該事業を実施する場所と同一の地下水保全地域内の場所において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。

エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。

オ 活動実施者が、地下水保全条例第2条第3号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。

カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないとき、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。

キ 事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。

ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。

ケ 事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからクまでに掲げる事項（活動

<p>10 条例 別表第 10 号に掲げ る事業の 種類</p>	<p>(1) 工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として造成される一団の土地の造成(以下「工業団地の造成」という。)の事業(8の項に掲げる要件に該当するものを除き、施行区域の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 地下水保全地域における工業団地の造成の事業(8の項又は(1)に掲げる要件に該当するもの_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が 25 ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(新設)</p>	<p>10 条例 別表第 10 号に掲げ る事業の 種類</p>	<p><u>実施者となる予定の者がいない場合にあつては、イ、ウ、キ及びクに掲げる事項に限る。)の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付すること。</u></p> <p>(1) 工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として造成される一団の土地の造成(以下「工業団地の造成」という。)の事業(8の項に掲げる要件に該当するものを除き、施行区域の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 地下水保全地域における工業団地の造成の事業(8の項又は(1)に掲げる要件に該当するもの及び当該事業に関し次のいずれにも該当することが確実であると見込まれる場合(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者(以下この項において「活動実施者」という。)となる予定の者がいない場合にあつては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項(当該事業を実施しようとする者(以下この項において「事業実施者」という。)による実施に係る部分に限る。)に該当することが確実であると見込まれる場合)として知事が認めるときを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が 25 ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p><u>ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。</u></p> <p><u>イ 事業実施者又は活動実施者(以下この項において「事業者等」という。)が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施す</u></p>
--	---	--	--

ること。

ウ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水の涵養を実施する場合、当該事業を実施する場所と同一の地下水保全地域内の場所において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。

エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。

オ 活動実施者が、地下水保全条例第2条第3号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。

カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないとき、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。

キ 事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。

ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。

ケ 事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからケまでに掲げる事項（活動実施者となる予定の者がいない場合にあつては、イ、

<p>11 条例 別表第 11 号に掲げ る事業の 種類</p>	<p>(1) 新都市基盤整備法(昭和 47 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項に規定する新都市基盤整備事業(以下単に「新都市基盤整備事業」という。)である事業(施行区域の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 地下水保全地域における新都市基盤整備事業である事業((1)に掲げる要件に該当するもの_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が 25 ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(新設)</p>	<p>11 条例 別表第 11 号に掲げ る事業の 種類</p>	<p><u>ウ、キ及びクに掲げる事項に限る。)の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付すること。</u></p> <p>(1) 新都市基盤整備法(昭和 47 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項に規定する新都市基盤整備事業(以下単に「新都市基盤整備事業」という。)である事業(施行区域の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 地下水保全地域における新都市基盤整備事業である事業((1)に掲げる要件に該当するもの及び当該事業に関し次のいずれにも該当することが確実であると見込まれる場合(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者(以下この項において「活動実施者」という。)となる予定の者がいない場合にあつては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項(当該事業を実施しようとする者(以下この項において「事業実施者」という。)による実施に係る部分に限る。)に該当することが確実であると見込まれる場合)として知事が認めるときを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が 25 ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p><u>ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。</u></p> <p><u>イ 事業実施者又は活動実施者(以下この項において「事業者等」という。)が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。</u></p> <p><u>ウ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水の涵養を実施する場</u></p>
--	---	--	---

			<p><u>合、当該事業を実施する場所と同一の地下水保全地域内の場所において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。</u></p> <p><u>エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。</u></p> <p><u>オ 活動実施者が、地下水保全条例第2条第3号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。</u></p> <p><u>カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないとき、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。</u></p> <p><u>キ 事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。</u></p> <p><u>ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。</u></p> <p><u>ケ 事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからクまでに掲げる事項（活動実施者となる予定の者がいない場合にあつては、イ、ウ、キ及びクに掲げる事項に限る。）の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付すること。</u></p>
12 条例 別表第 12	(1) 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和 41 年法律第 110 号)第 2 条第 2 項に規定する流通業務団地造成事業(以	12 条例 別表第 12	(1) 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和 41 年法律第 110 号)第 2 条第 2 項に規定する流通業務団地造成事業(以

<p>号に掲げる事業の種類</p>	<p>下単に「流通業務団地造成事業」という。)である事業(施行区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 地下水保全地域における流通業務団地造成事業である事業((1)に掲げる要件に該当するもの_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が25ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(新設)</p>	<p>号に掲げる事業の種類</p>	<p>下単に「流通業務団地造成事業」という。)である事業(施行区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 地下水保全地域における流通業務団地造成事業である事業((1)に掲げる要件に該当するもの及び当該事業に関し次のいずれにも該当することが確実であると見込まれる場合(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者(以下この項において「活動実施者」という。))となる予定の者が不在の場合にあつては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項(当該事業を実施しようとする者(以下この項において「事業実施者」という。))による実施に係る部分に限る。)に該当することが確実であると見込まれる場合)として知事が認めるときを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が25ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。</p> <p>イ 事業実施者又は活動実施者(以下この項において「事業者等」という。)が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。</p> <p>ウ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水の涵養を実施する場合、当該事業を実施する場所と同一の地下水保全地域内の場所において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。</p>
-------------------	--	-------------------	---

			<p><u>エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。</u></p> <p><u>オ 活動実施者が、地下水保全条例第2条第3号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。</u></p> <p><u>カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でない</u> <u>と認めるときは、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。</u></p> <p><u>キ 事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。</u></p> <p><u>ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。</u></p> <p><u>ケ 事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからクまでに掲げる事項（活動実施者となる予定の者がいない場合にあつては、イ、ウ、キ及びクに掲げる事項に限る。）の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付すること。</u></p>
13 条例 別表第 13 号に掲げ	(1) 住宅の建設の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として造成される一団の土地の造成(以下「住宅団地の造成」という。)の事業(8の項、9の項又は11の項に掲げる	13 条例 別表第 13 号に掲げ	(1) 住宅の建設の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として造成される一団の土地の造成(以下「住宅団地の造成」という。)の事業(8の項、9の項又は11の項に掲げる

<p>る事業の種類</p>	<p>要件に該当するものを除き、造成に係る土地の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 地下水保全地域における住宅団地の造成の事業(8の項、9の項若しくは11の項又は(1)に掲げる要件に該当するもの</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を除き、地下水保全地域における造成に係る土地の面積の合計が25ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(新設)</p>	<p>る事業の種類</p>	<p>要件に該当するものを除き、造成に係る土地の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 地下水保全地域における住宅団地の造成の事業(8の項、9の項若しくは11の項又は(1)に掲げる要件に該当するもの及び当該事業に関し次のいずれにも該当することが<u>確実であると見込まれる場合</u>(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者(以下この項において「活動実施者」という。))となる予定の者が<u>ない場合</u>にあつては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項(当該事業を実施しようとする者(以下この項において「事業実施者」という。))による実施に係る部分に限る。)に<u>該当することが確実であると見込まれる場合</u>)として知事が<u>認めるとき</u>を除き、地下水保全地域における造成に係る土地の面積の合計が25ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>ア <u>活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。</u></p> <p>イ <u>事業実施者又は活動実施者(以下この項において「事業者等」という。))が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。</u></p> <p>ウ <u>事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水の涵養を実施する場合、当該事業を実施する場所と同一の地下水保全地域内の場所において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。</u></p>
---------------	---	---------------	---

			<p><u>エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。</u></p> <p><u>オ 活動実施者が、地下水保全条例第2条第3号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。</u></p> <p><u>カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でない</u> <u>と認めるときは、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。</u></p> <p><u>キ 事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。</u></p> <p><u>ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。</u></p> <p><u>ケ 事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからクまでに掲げる事項（活動実施者となる予定の者がいない場合にあつては、イ、ウ、キ及びクに掲げる事項に限る。）の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付すること。</u></p>
14 (略)	(略)	14 (略)	(略)
15 条例別表第15号に掲げ	(1) スポーツ施設(ゴルフ場を除く。)又は遊園地、キャンプ場その他のレクリエーション施設(これらと一体となって整備される施設を含む。以下「スポーツ施設等」という。)の設置の事業(スポーツ施設等の用に供するための敷	15 条例別表第15号に掲げ	(1) スポーツ施設(ゴルフ場を除く。)又は遊園地、キャンプ場その他のレクリエーション施設(これらと一体となって整備される施設を含む。以下「スポーツ施設等」という。)の設置の事業(スポーツ施設等の用に供するための敷

<p>る事業の種類</p>	<p>敷地として造成される一団の土地(以下「施設用地」という。)の造成に係る土地の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(2) スポーツ施設等の規模の変更の事業(施設用地の造成に係る土地の面積が50ヘクタール以上増加するものに限る。)</p> <p>(3) 地下水保全地域におけるスポーツ施設等の設置の事業 (1)に掲げる要件に該当するもの</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を除き、地下水保全地域における施設用地の造成に係る土地の面積の合計が25ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(新設)</p>	<p>る事業の種類</p>	<p>地として造成される一団の土地(以下「施設用地」という。)の造成に係る土地の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(2) スポーツ施設等の規模の変更の事業(施設用地の造成に係る土地の面積が50ヘクタール以上増加するものに限る。)</p> <p>(3) 地下水保全地域におけるスポーツ施設等の設置の事業 (1)に掲げる要件に該当するもの及び当該事業に関し次のいずれにも該当することが確実であると見込まれる場合 (当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者(3)において「活動実施者」という。)となる予定の者が不在の場合にあっては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項(当該事業を実施しようとする者(3)において「事業実施者」という。)による実施に係る部分に限る。)として知事が認めるときを除き、地下水保全地域における施設用地の造成に係る土地の面積の合計が25ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。</p> <p>イ 事業実施者又は活動実施者(3)において「事業者等」という。)が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。</p> <p>ウ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水の涵養を実施する場合、当該事業を実施する場所と同一の地下水保全地域</p>
---------------	--	---------------	--

	<p>(4) 地下水保全地域におけるスポーツ施設等の規模の変更の事業(2)に掲げる要件に該当するもの _____</p>		<p><u>内の場所において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。</u></p> <p><u>エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。</u></p> <p><u>オ 活動実施者が、地下水保全条例第2条第3号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。</u></p> <p><u>カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でない</u> <u>と認めるときは、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。</u></p> <p><u>キ 事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。</u></p> <p><u>ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。</u></p> <p><u>ケ 事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからクまでに掲げる事項（活動実施者となる予定の者がいない場合にあっては、イ、ウ、キ及びクに掲げる事項に限る。）の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付すること。</u></p> <p>(4) 地下水保全地域におけるスポーツ施設等の規模の変更の事業(2)に掲げる要件に該当するもの及び当該事業に関し次のいずれにも該当することが確実であると見込まれ</p>
--	--	--	---

_____を除き、地下水保全地域における造成に係る土地の面積の合計が25ヘクタール以上増加するものに限る。）
(新設)

る場合（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者（(4)において「活動実施者」という。）となる予定の者が不在の場合にあつては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項（当該事業を実施しようとする者（(4)において「事業実施者」という。）による実施に係る部分に限る。）に該当することが確実であると見込まれる場合）として知事が認めるときを除き、地下水保全地域における造成に係る土地の面積の合計が25ヘクタール以上増加するものに限る。）

ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。

イ 事業実施者又は活動実施者（(4)において「事業者等」という。）が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。

ウ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水の涵養を実施する場合、当該事業を実施する場所と同一の地下水保全地域内の場所において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。

エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。

オ 活動実施者が、地下水保全条例第2条第3号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。

カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でない

	<p>(5) ゴルフ場(これと一体となって整備される施設を含む。以下同じ。)の設置の事業(ゴルフ場の用に供するための敷地として造成される一団の土地(以下「ゴルフ場用地」という。)の面積が20ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(6) ゴルフ場の規模の変更の事業(5ヘクタール以上のゴルフ場用地の造成で、かつ、既設のゴルフ場用地との面積の合計が20ヘクタール以上であるものに限る。)</p>	<p><u>と認めるときは、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。</u></p> <p><u>キ 事業者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。</u></p> <p><u>ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。</u></p> <p><u>ケ 事業者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからケまでに掲げる事項(活動実施者となる予定の者がいない場合にあつては、イ、ウ、キ及びクに掲げる事項に限る。)の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付すること。</u></p> <p>(5) ゴルフ場(これと一体となって整備される施設を含む。以下同じ。)の設置の事業(ゴルフ場の用に供するための敷地として造成される一団の土地(以下「ゴルフ場用地」という。)の面積が20ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(6) ゴルフ場の規模の変更の事業(5ヘクタール以上のゴルフ場用地の造成で、かつ、既設のゴルフ場用地との面積の合計が20ヘクタール以上であるものに限る。)</p>
16～19 (略)	(略)	16～19 (略)

<p>20 その他の造成事業</p>	<p>(1) その他の造成事業(造成に係る土地の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 地下水保全地域におけるその他の造成事業((1)に掲げる要件に該当するもの _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を除き、地下水保全地域における造成に係る土地の面積の合計が25ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(新設)</p>	<p>20 その他の造成事業</p>	<p>(1) その他の造成事業(造成に係る土地の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 地下水保全地域におけるその他の造成事業((1)に掲げる要件に該当するもの及び当該事業に関し次のいずれにも該当することが確実であると見込まれる場合(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者(以下この項において「活動実施者」という。))となる予定の者が不在の場合にあっては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項(当該事業を実施しようとする者(以下この項において「事業実施者」という。))による実施に係る部分に限る。)に該当することが確実であると見込まれる場合)として知事が認めるときを除き、地下水保全地域における造成に係る土地の面積の合計が25ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。</p> <p>イ 事業実施者又は活動実施者(以下この項において「事業者等」という。)が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。</p> <p>ウ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水の涵養を実施する場合、当該事業を実施する場所と同一の地下水保全地域内の場所において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。</p> <p>エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下</p>
--------------------	---	--------------------	--

			<p><u>水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。</u></p> <p><u>オ 活動実施者が、地下水保全条例第2条第3号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。</u></p> <p><u>カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でない</u> <u>と認めるときは、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。</u></p> <p><u>キ 事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。</u></p> <p><u>ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。</u></p> <p><u>ケ 事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからケまでに掲げる事項（活動実施者となる予定の者がいない場合にあつては、イ、ウ、キ及びクに掲げる事項に限る。）の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付すること。</u></p>
(新設)		備考	<p><u>知事は、8の項の(2)のアからケまでに掲げる事項のいずれにも該当することが確実であると見込まれる場合（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者となる予定の者がいない場合にあつては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項（当該事業を実施しようとする者による実施に係る部分に限る。）に該当することが確実であると見込まれる場合）</u></p>

	<p><u>として認めるか否かを判断するに当たっては、当該事業を実施する場所を管轄する市町村長の意見を聴き、その意見を勘案するものとする(9の項の(2)、10の項の(2)、11の項の(2)、12の項の(2)、13の項の(2)、15の項の(3)及び(4)並びに20の項の(2)の場合においても同様とする。)</u>。</p>
--	---